



特許訴訟の専門委員と 技術説明会について



塚原 朋一
会長・弁護士

平成15年の 専門委員制度の導入

わが国は、平成15年の民事訴訟法の改正によって、医療過誤訴訟や建築瑕疵訴訟ではかねてからその必要性を指摘されていた専門家制度を導入したが、その際に、特許訴訟でも、専門家(専門委員)制度が導入された。特許訴訟の専門委員制度は、実施した事件数や実施の内容とともに、極めて盛況である。

制度発足とともに、学会、産業界、そして弁理士会から推薦された学識経験者から任命された専門委員は、200名を超え、しかも、実際にも、特許訴訟における専門委員の利用の頻度は高く、個々の事件を見ても、それぞれ2時間から3時間という長時間にわたって、専門委員を含む当事者間で、白熱した質の高いやりとりが行われ、運営の実態には、刮目すべきものがある。

特許訴訟と医療過誤訴訟等とは、事案の特性に由来する審理上の根本的な違いがある。どちらも、専門家の関与が不可欠であるが、医療過誤訴訟では、過去に発生した医療事故において、医療行為者の具体的な作為・不作為について法的な責任(過失責任)があるか否かが問題になる。このため、例えば、担当医や、患者原告ないし患者遺族の証人尋問等が不可欠になる。

わが国の特許訴訟での実質的な議論や証人尋問等の実際

これに対し、特許訴訟では、当該特許が有効か無効かが問題になり、もう一つは、特許発明のクレ

ーム解釈と被疑侵害品の充足性が問題になり、客観的な証拠(書証の記載)によって認定判断されるため、過去の事実の再現のための証人尋問等を必要としないのが通常である。

なお、中には、当該特許発明について、公然実施の存否、先使用权の成否、当該特許は冒認か否かなどが争点の場合は、通常民事部の感覚でいえば、証人尋問の必要はあるはずであるが、わが国の長年知財訴訟を担当してきた多くの裁判官は、そして弁護士も、知財訴訟一般において、証人尋問等はないものとの予断があるためか、実際に証人調べを申請・実施することはほとんどなく、書証などでまかなわれるのが通例である。

アメリカの集中証拠調べと 最終弁論

このためもあって、わが国の裁判では、特許侵害訴訟が提起されても、人証が実施されるのは、ごく希であり、いわんや、アメリカのように、当事者双方が、専門家証人等を法廷に呼んで主尋問・反対尋問をし、最終弁論をし、その生の供述を裁判官や陪審員に直接披露するという、大団円のようなセレモニーについては、制度上の違いはやむをえないとしても、わが国では、実際にそのような演出はされたことはなかった。

専門委員が参加して 日本式の大団円を

そうしたわが国の徹底した書面審理主義、証人・本人尋問の不実

施、専門家証人尋問の不存在という状況下で、専門委員をどう活用するかは、裁判現場を担当する裁判官にとって、大きな難問であった。

この課題に対し、制度スタート当時、東京地裁のある裁判体は、民訴法92条の2の法文が用いている「訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため」、「専門委員は、その専門的な知見に基づいて、書面又は口頭で、説明する」という文言を尊重し、「裁判所がかなり詳細な質問事項を起案し、これを、訴訟資料とともに、事前に専門委員に送付して、それに基づいて期日で専門委員がまとめて説明する」というものもあったが、裁判所と専門委員の受ける負担が大きすぎ、その割には、専門委員の説明が分かりにくく、重い主役を課された専門委員にも、傍聴者という脇役になってしまった当事者(代理人)にも、不評であった。

かつての「技術説明会」の活用へ

私も、改正法の法文に適合するいくつかの試案を考え出し、試験実施もしてみたが、思うような成果もなかった。そこで、従来から行われてきた「技術説明会」を原型にしたその改良型に思い至った。私自身の乏しい経験によれば、昭和末期の千葉地裁や、平成初期の仙台地裁の特許侵害訴訟で、2、3度ほど経験した技術説明会が、結構、充実していたことを思い出した。

それは、現在行われている「技

術説明会」にかなり類似したものであった。かつて行われていた「技術説明会」は、原告と被告の対立構造ではなく、裁判官にとって分かりにくいであろう技術部分を、スライドや八ミリフィルムを用いながら、分かりやすく説明するものであった。

新しい技術説明会

現在行われている多くの技術説明会は、対立構造になっており、侵害の成否ないし特許の有効無効について、当事者双方が主張立証活動を終えた後、技術説明会という期日(準備期日または弁論期日)において、3名程度の専門委員が出席した面前で、重要な争点に絞って、双方ともその主張立証を一括して分かりやすく再現し、そのうえで、専門委員が順次個別に重要と思われる技術事項について質問をし、これに対し、質問を受けた当事者(多くは代理人である)がこれに答弁し、その答弁に対し専門委員が更なる質問をする。

それに引き続いて、調査官が質問をし、最後に、主任裁判官がいくつかの質問をすることが多い。調査官と裁判官による質問は、当事者からすると、結論の心証形成に直結し得るものとして、注目されているのが実際であろう。

専門委員を交えた技術説明会の評価

総じていえば、専門委員を交えた充実した技術説明会は、書面中心主義に陥ってしまって停滞がちであった特許訴訟の運営に対し、企画した一人として少し自画

自賛になるが、大きな改革改善への道筋になったといえるであろう。

まとめに代えて

ここで、改めて、上述した専門委員制度の運用について、注意すべき点を指摘しておきたい。最も大きな問題点は、専門委員は、当該事件の結論を直接決定するための制度ではなく、裁判官が当該事案の結論を形成する直接的な「意見」を提供する制度でもない、ということである。

しかし、実際の技術説明会では、専門委員が当事者に対する質問の形でご自分の意見を開示することは少なくない。私は、法改正によって認められた専門委員の制度の本来の目的ではないにしても、専門委員が事案と当事者双方の主張立証を理解して、その発言が事案の結論に直結することになっても、争点が適正に確定され、すべての主張及び証拠が適正に提出されていれば、専門委員は、そうした前提で、自己の意見を開陳しても、違法でも不公平でもなく、むしろ望ましい審理方法ではないかと考えている。

以上

